

【資料3】

一般社団法人舞鶴市水産協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人舞鶴市水産協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は主たる事務所を京都府舞鶴市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、舞鶴市の水産業に関する調査、研究事業等を行い、舞鶴市における水産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水産業等の振興に関する調査、研究
- (2) 水産物の消費拡大と食育の推進
- (3) 水産会館の設置運営
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 協会は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。

2 前項の会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になつた時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至つたときは、総会の決議によつて当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会において選定された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 5名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち 1名を会長、1名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長 1名及び副会長 1名は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐する。
- 3 会長は、毎事業年度に 4箇月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することが出来る。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める規則によるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第26条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の4日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第32条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第35条 協会が資金の借入をしようとするときは、短期借入金を除き、総会において総会員の3

分の2以上の同意を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第36条 前条の規定に該当するもの及び収支予算で定めるものを除くほか、協会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、総会において総会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第37条 会長は、協会に、事業の円滑な運営上特に必要な事項を審議させるため、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会の運営に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- 4 委員は無報酬とする。
- 5 委員に対しては、費用を弁償することが出来る。

第9章 事務局

(事務局)

第38条 協会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に必要な職員を置き、事務局長については理事会の承認を経て、会長がこれを任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。
- 4 職員に対して、費用を弁償することが出来る。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、京都府において発行する京都新聞に掲載する方法による。

第12章 雑則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(不測への対応)

第44条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の代表理事は西川順之輔とする。
- 3 一般法人法及び整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、定款第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。